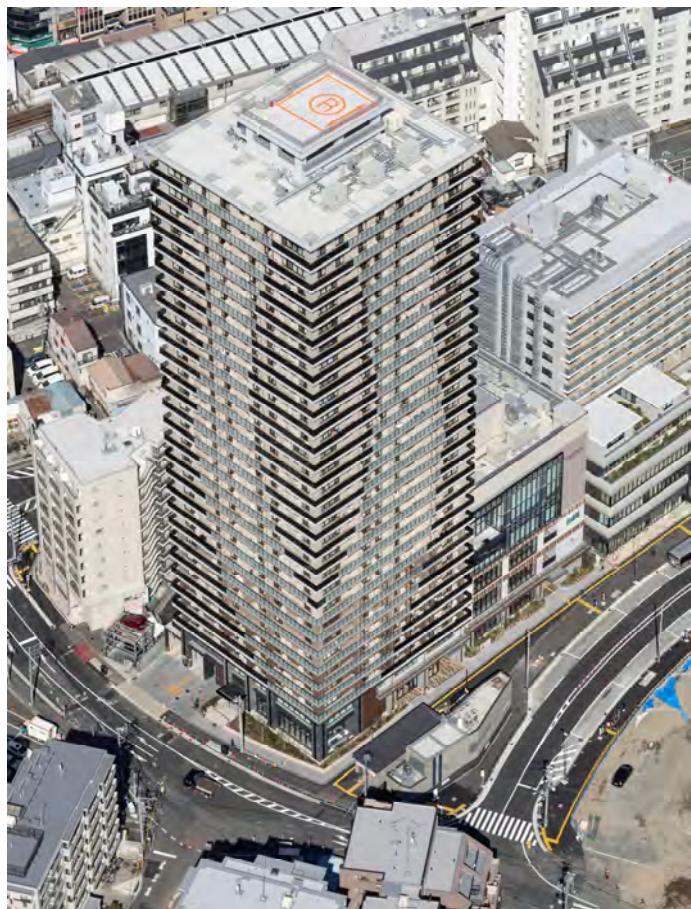
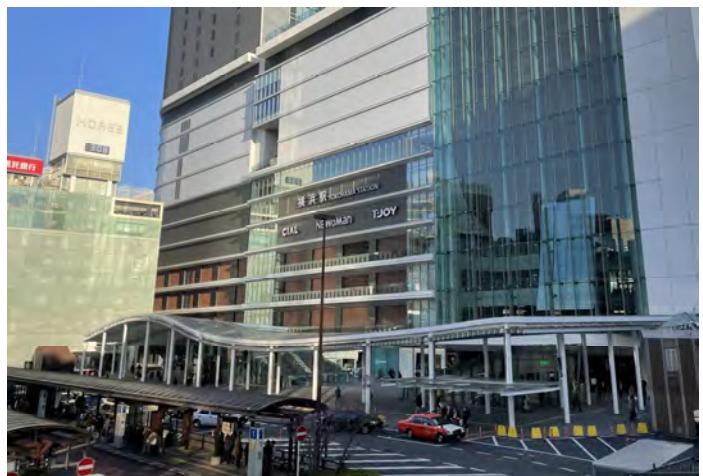


国の制度及び予算に関する 提案・要望書



新綱島駅前地区市街地再開発事業



横浜駅西口駅前広場



みなとみらい大通り2号歩道橋（37-38街区間デッキ）

令和6年7月
横浜市都市整備局

提案・要望事項

市長提案・要望

1	市内米軍施設の返還と跡地利用促進への支援 【外務省、財務省、国土交通省、防衛省】	1
2	横浜都心・臨海地域における都市再生の推進 【国土交通省】	3
3	地震防災対策等の強化について 【国土交通省、総務省】	5
4	鉄道をはじめとする持続可能な交通に向けた取組への支援 【国土交通省】	7

局長提案・要望

1	土地区画整理事業の推進 【国土交通省都市局】	9
2	市街地再開発事業の推進 【国土交通省都市局、住宅局】	11
3	都市再生整備計画事業の推進 【国土交通省都市局】	13
4	密集市街地改善事業の推進 【国土交通省住宅局】	15

市内米軍施設の返還と跡地利用促進への支援

外務省、財務省、国土交通省、防衛省

- 1 市内米軍施設・区域の早期全面返還
- 2 米軍施設及び返還施設周辺の生活環境の維持・向上
- 3 跡地利用の具体化促進のための積極的な支援
- 4 根岸住宅地区の跡地利用に向けた地権者等との協議による課題整理と解決

現状

国

- (1) 瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドックをはじめとした、4 施設・区域の返還方針が未合意。平成 16 年に 6 施設・区域の返還方針が合意されたが、根岸住宅地区と池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）の飛び地 2 施設・区域は未返還。
- (2) 令和 6 年 2 月、瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドックへ新編された第 5 輸送中隊の運用が開始。
- (3) 平成 16 年の返還合意施設のうち旧富岡倉庫地区は平成 21 年、旧深谷通信所は平成 26 年に返還が実現。
- (4) 根岸住宅地区では令和元年 11 月の日米合意に基づき日米共同使用による原状回復作業が開始。

横浜市

- (1) 返還方針が未合意の施設・区域については、市民・市会・行政が一体となり、国に対し早期全面返還を継続的に要請。
- (2) 瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドックへの第 5 輸送中隊の新編に対しては、適時適切な情報提供と市民生活の安全・安心に影響を及ぼすことのないよう万全な対策を要請。
- (3) 旧深谷通信所については、市内に残された貴重な資産であることを踏まえ、広大な土地や立地特性等を生かして、地域の活性化、広域的課題の解決に向けた土地利用を推進。
- (4) 根岸住宅地区では、戦後 70 数年にわたって土地利用が制限されてきた民有地の地権者や、不便を強いられてきた周辺住民等の想いを汲み、跡地利用基本計画に基づき、事業化を検討中。

課題

1 市内米軍施設・区域の早期全面返還が必要

既に返還方針が合意されている施設・区域に加えて、横浜港の中心に位置し、活力ある横浜を担う大きなポテンシャルを有する瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドックをはじめとした、返還方針が合意されていない施設・区域についても、早期の返還が必要。

2 市民の安全・安心を守るため、米軍施設等周辺に配慮した対応が必要

市民の不安を払拭するため、適時適切な情報提供と万全な対策が必要。

3 跡地利用の具体化を進めるには、米軍施設として長年提供してきた経緯を踏まえた支援が必要

跡地利用にあたっては、戦後の接收以降、米軍施設として長年にわたって土地利用が制限され、多大な負担を被ってきた経緯を踏まえ、地域の課題や市全体の広域的な課題の解決に資するよう、国有地処分条件の特段の配慮、整備費の国庫負担等が必要。

4 根岸住宅地区の跡地利用の推進に向け様々な課題の解決が必要

- (1) 土地利用が可能な状態になるまでの維持管理や補償等の様々な課題に対し、国が経緯を踏まえて地権者と丁寧に協議し、理解を得ることが必要。
- (2) 根岸住宅地区に囲まれた土地に居住する方々及び周辺住民の生活環境維持・改善に向け、経緯を踏まえた国の継続的な対応が必要。

提案・要望内容

1 市内米軍施設・区域の早期全面返還

- (1) 瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドックをはじめとした、返還方針が未合意の施設・区域の返還促進
- (2) 返還方針が合意されている、根岸住宅地区、池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）の飛び地の早期返還

2 米軍施設及び返還施設周辺の生活環境の維持・向上

- (1) 在日米軍の活動に起因する事件・事故等への迅速かつ適切な対処
- (2) 市民生活の安全・安心に配慮した施設の維持管理等の徹底
- (3) 根岸住宅地区、池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）の飛び地における広域避難場所機能の確保
- (4) 特に瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドックでの第5輸送中隊の運用に対しては、適時適切な情報提供と、市民に不安を与えるような訓練・演習、物資の備蓄等の基地使用を行わないこと

3 跡地利用の具体化促進のための積極的な支援

- (1) 財政的負担の軽減に向けた国有地処分条件の弾力的な運用
- (2) 土壌汚染の処理や存置物件の撤去等の迅速かつ確実な実施
- (3) 返還施設及び返還合意施設の地権者や周辺住民等への丁寧な説明・十分な情報提供
- (4) 跡地利用に必要な都市基盤の整備や維持管理等に対する国の費用負担

4 根岸住宅地区の跡地利用に向けた地権者等との協議による課題整理と解決

- (1) 原状回復作業について、地権者等と丁寧に協議し理解を得ながら安全・確実に進めること
- (2) 土地利用が可能となるまでの期間、暫定的に存置する工作物等に対する補償内容（撤去費）や支払方法等について、地権者と丁寧に協議し整理すること
- (3) 地区全体の土地権利関係の課題について、地権者と丁寧に協議し整理すること
- (4) 地権者が土地利用可能となるまでの補償や地区全体の土地の維持管理について、地権者と丁寧に協議し整理すること
- (5) 地区に囲まれた土地に居住する日本人世帯及び周辺住民の生活環境維持・改善に向け、継続的に対応すること

参考 横浜市内の米軍施設・区域

◆鶴見貯油施設 18ha 国有(0%)

◆瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドック 52ha 国有 43ha(81%) 水域 11ha

◆根岸住宅地区 43ha 国有 27ha(64%) 全部返還方針を合意済

令和3年3月「根岸住宅地区跡地利用基本計画」策定。

計画に基づき、跡地利用の事業化に向けた検討を進めている。

「文教ゾーン」は横浜市立大学医学部等の再整備の最有力候補。

○旧富岡倉庫地区 3ha 国有 3ha(100%) (H21年5月返還)

平成23年7月「旧富岡倉庫地区跡地利用基本計画」が策定されていますが、社会状況の変化や周辺土地利用の変化を踏まえ、跡地利用の検討を進めている。

○旧深谷通信所 77ha 国有 77ha(100%) (H26年6月返還)

平成30年2月に「深谷通信所跡地利用基本計画」を策定。緑豊かな環境を生かした健康・スポーツの拠点形成を目指し、各施設の基本計画策定の手続きを進めている。

◆小柴水域 42ha

◆池子住宅地区及び海軍補助施設(横浜市域) 37ha 国有 36ha(99%) 飛び地 (1ha) の返還方針を合意済

大規模震災発生時の飛び地への確実な出入りなど、広域避難場所としての機能の確保に向けた国への要望を実施。

◆提供中施設
○返還済施設



横浜都心・臨海地域における都市再生の推進

国土交通省

都市再生緊急整備地域である「横浜都心・臨海地域」で実施する都市基盤整備や民間開発事業に対する支援の継続

現状

国

- (1) 地方公共団体が都市再生緊急整備地域において実施する都市再生の取組に対し、重点的に財政支援するとともに、国土交通大臣認定を受けた民間都市再生事業に対する金融・税制支援を通じて魅力ある都市拠点の形成を推進している。(現行の税制支援は令和7年度末までの時限措置)

横浜市

- (1) 関内・関外地区では、横浜市庁舎移転を契機に関内駅周辺で「国際的な産学連携」「観光・集客」をテーマに、一連の民間開発事業による活性化を進めている。令和6年に大規模アリーナである横浜BUNTAIが開業し、令和8年の旧市庁舎街区のまちびらき、更に関内駅前港町地区・北口地区では、市街地再開発事業により、令和12年までに超高層ビル2棟が相次いで開業する予定である。これらの開発による来街者の増加に対し、回遊性の向上や歩行者の安全性・快適性を確保するため、歩行者デッキの整備及びみなと大通り等の再整備を進めている。
- (2) みなとみらい21地区では、令和5年にKアリーナ横浜が開業し、大規模街区(60・61街区)の事業者が決定するなど街区開発が積極的に行われている。合わせて、快適で回遊性の高い歩行者ネットワーク強化に資するよう歩行者デッキ整備((仮称)高島水際線デッキ)を行うなど、ウォーカブルなまちづくりを進めている。
- (3) 横浜駅周辺では、西口のJR横浜タワーや、横浜駅きた西口鶴屋地区等の大規模開発が完了し、東口のステーションオアシス地区市街地再開発事業の早期事業化に向け、開発機運が高まり始めている。また、広域交通結節点となる横浜駅交通ターミナル機能の再編や建物更新、帰宅困難者に対応した防災機能の確保などの検討を民間企業と連携して進めている。

課題

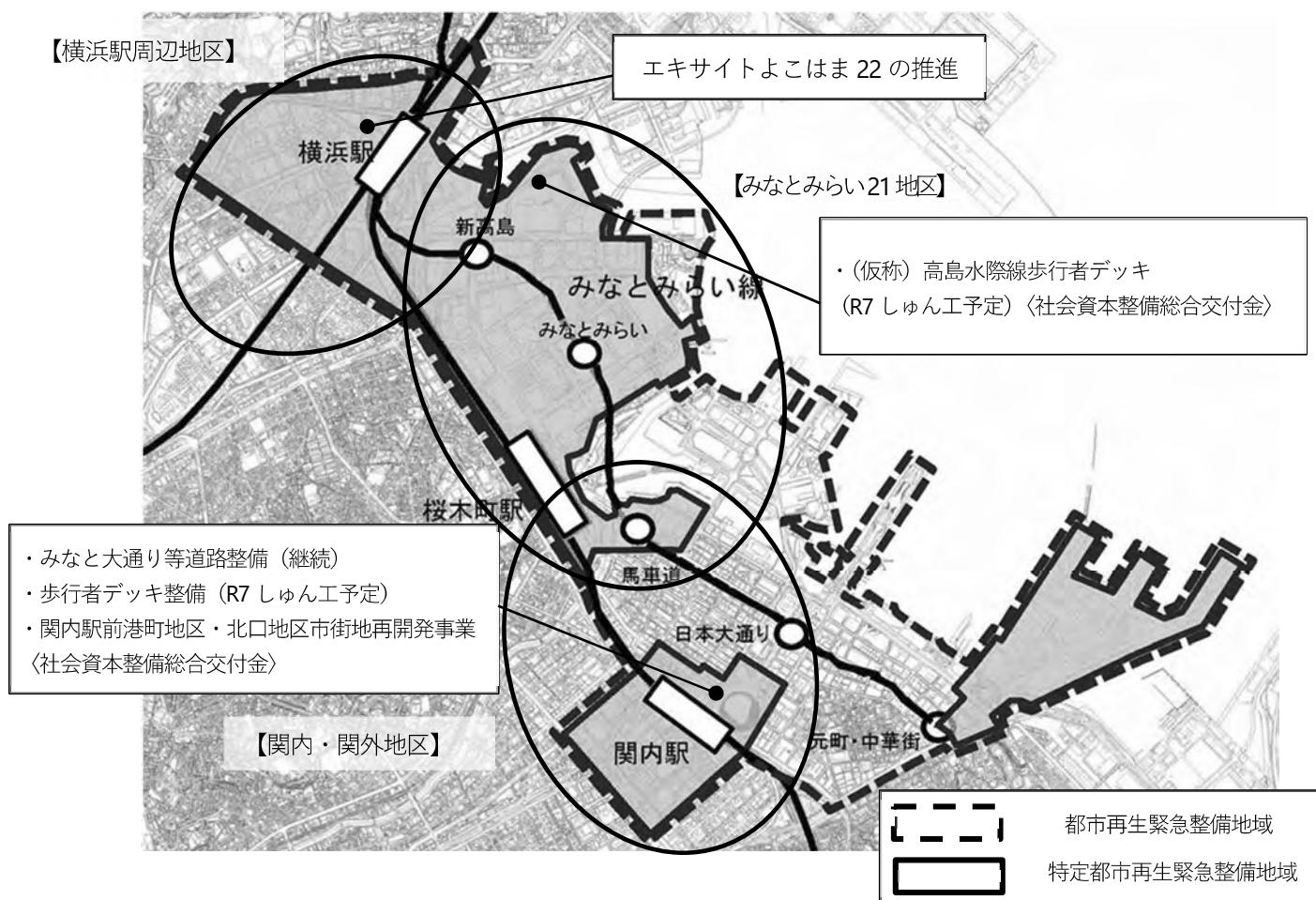
横浜都心・臨海地域におけるまちの魅力向上に向けた一層の支援が必要

- (1) 今後も人や企業を呼び込み都市の活力を向上させ、「世界が注目し、横浜が目的地となる新しい都心」を実現するためには、横浜市と民間事業者が行う都市再生の取組に対する支援が必要

提案・要望内容

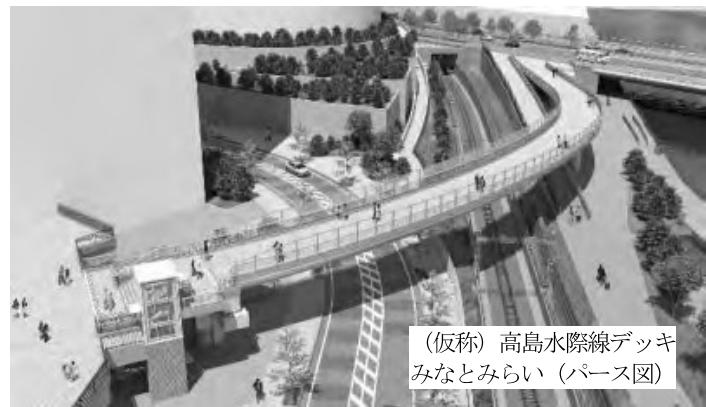
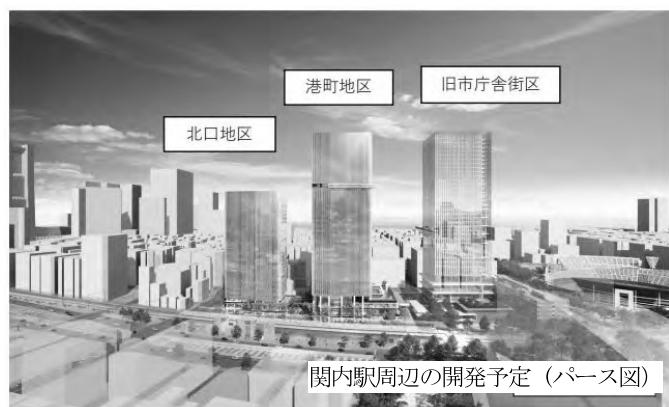
- 1 都市再生緊急整備地域である「横浜都心・臨海地域」における、経済成長や都市の魅力・活力の向上と賑わい創出につながる事業に対する財政支援及び民間都市再生事業への税制・金融支援の継続

参考 「横浜都心・臨海地域」における具体的な整備事業等



<参考>各地区における主な都市再生の取組

横浜駅周辺地区	エキサイトよこはま 22 の推進、民間開発事業への支援、横浜駅西口駅前広場などインフラの整備
みなとみらい 21 地区	企業誘致、大規模街区等の開発促進、民間開発事業への支援、大規模集客施設の立地に伴う歩行者デッキなどインフラの整備
関内・関外地区	旧市庁舎街区の活用・再開発、民間開発事業者への支援、駅周辺や歩行者デッキなどインフラの整備



提案の担当／

都市整備局企画部企画課長

都市整備局都心活性化推進部都心再生課長

都市整備局都心活性化推進部都心再生課都心再生担当課長

都市整備局都心活性化推進部みなとみらい・東神奈川臨海部推進課長

都市整備局都心活性化推進部みなとみらい・東神奈川臨海部推進課担当課長

都市整備局都心活性化推進部みなとみらい・東神奈川臨海部推進課担当課長

森 隆行

TEL 045-671-2007

中村 俊輔

TEL 045-671-3961

島田 浩和

TEL 045-671-3972

浦山 大介

TEL 045-671-3679

佐藤 行司

TEL 045-671-3501

後藤 隆志

TEL 045-671-2672

地震防災対策等の強化について

国土交通省、総務省

- 1 木造密集市街地における火災・延焼対策に向けた支援の拡充
- 2 地震対策等の継続的な推進に向けた防災・減災対策関連の地方債の事業期間延長等による財政支援

現状

国

- (1) 「国土強靭化基本計画」に基づく「防災・減災、国土強靭化のための 5 か年加速化対策」において、地震対策の推進等を重点対策に位置づけ、災害に届しない強靭な国土づくりを進めている。
- (2) 1 月 1 日に発生した能登半島地震では、地震による建物倒壊や津波に加え、火災により多くの被害が発生した。大規模な火災が発生した輪島市の中心市街地は、木造建築物が多く、1 か所の火元から約 5ha もの範囲に延焼が広がった。
- (3) 東日本大震災等を教訓として、平成 23 年度以降、地方単独事業等を対象とした緊急防災・減災事業債をはじめ、防災・減災対策関連の地方債メニューが創設された。その後、対象事業の拡充や期限の延長がなされ、直近では令和 6、7 年度までの時限措置となっている。

横浜市

- (1) 令和 6 年能登半島地震を受け、建物の倒壊等による被害防止や火災による被害の軽減等に向けた災害対策の取組を「地震防災対策強化パッケージ」として推進。また、今回の震災で顕在化した課題を踏まえ、今後の震災対策の指針となる新たな地域防災戦略の策定に取り組んでいる。
- (2) 令和 5 年度から 14 年度までを計画期間とする「横浜市密集市街地における地震火災対策計画」に基づき、密集市街地の建築物の不燃化や道路、公園などの延焼拡大防止に効果のある基盤整備等に取り組んでいる。
- (3) 防災・減災対策の実施にあたり、厳しい財政状況の中、地方債を活用しながら、必要財源の確保に取り組んでいる。

課題

老朽建築物の除却・建替えを進めるためには建替えに対する財政措置等の拡充が必要

- (1) 住宅市街地総合整備事業の交付金制度では、除却に対する交付金は十分であるのに対し、建替えに対する交付上限額は実際の費用に見合っておらず、地域の建物更新が進まない要因の 1 つとなっている。

防災・減災対策を推進するためには財源確保が必要

- (1) 緊急防災・減災事業債等の防災・減災関連の地方債については、地方自治体にとって重要な財源であるが、時限措置のものも多く、地震対策等を進めていく上での懸念材料となっている。

提案・要望内容

- 木造密集市街地での老朽化した木造建築物対策の促進に向け、**住宅市街地総合整備事業における建替えの交付上限額を引き上げるとともに、国庫負担割合を一律1/2へ引き上げるなど地方自治体への支援を拡充すること**
- 地方自治体が防災・減災対策を継続的に実施・強化していくため、時限措置とされている緊急防災・減災事業債、緊急自然災害防止対策事業債、緊急浚渫推進事業債、防災・減災・国土強靭化緊急対策事業債について、**事業期間を延長するなど、必要な財政措置を行うこと**

参考1 木造密集市街地における防災・減災の主な取組

建替えの交付金額が低いことが、建物更新が進まない要因の1つとなっている



参考2 防災・減災対策関連の地方債

地方債の名称	対象事業	事業期間
緊急防災・減災事業債	実施する緊急性が高く、即効性のある防災・減災対策のための施設整備等	令和3年度～令和7年度
緊急自然災害防止対策事業債	緊急的に自然災害防止のために実施する防災インフラの整備（道路防災、治山、砂防、河川等）	令和3年度～令和7年度
緊急浚渫推進事業債	緊急的に実施する必要がある河川等の浚渫（堆積土砂の撤去等）	令和2年度～令和6年度
防災・減災・国土強靭化緊急対策事業債	「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」に基づく防災のための重要インフラ等の機能維持等	令和3年度～令和7年度

鉄道をはじめとする持続可能な交通に向けた取組への支援

国土交通省

- 1 充実した鉄道ネットワークの構築（高速鉄道3号線の延伸）に向けた支援
- 2 駅機能の改善や高度化に向けた支援
- 3 地域に適した移動サービスの維持・充実に向けた取組への支援

現状

国

- (1) 交通政策審議会答申第198号において、高速鉄道3号線の延伸、横浜環状鉄道などの路線が「地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェクト」として位置づけ。
- (2) 駅利用者の安全確保や利便性向上を目的とした駅の総合的な改善に対して補助金を交付し、整備を促進。また、令和3年に、「鉄道駅バリアフリー料金制度」を創設し、鉄道利用者が費用を負担する仕組みにより、バリアフリー設備の整備を促進。さらに、「今後の都市鉄道整備の促進策のあり方に関する検討会」を設置し、受益者負担のあり方、制度・運用の改善策等を検討中。
- (3) 令和5年4月に、改正地域交通法が成立し、地域公共交通の再構築を図る「共創・MaaS実証プロジェクト」や国が指定する交通不便地域を運行する「地域内フィーダー路線（バス路線等）への補助」等支援メニューを強化。

横浜市

- (1) 高速鉄道3号線の延伸（あざみ野～新百合ヶ丘）について、平成31年1月に、事業化を判断。令和2年1月に、本路線に関する概略ルート・駅位置について、横浜市・川崎市の両市で合意。令和2年9月に、横浜市条例に基づく環境影響評価計画段階配慮書の手続きを実施。事業の着手に向け、横浜市・川崎市が連携し早期の鉄道事業許可申請を目指して協議・調整を進めるとともに、新駅周辺のまちづくりについて検討。
- (2) 駅施設に求められる多様化するニーズを踏まえ、周辺まちづくりと一体となった改札口の設置、子どもや高齢者等への配慮、利便施設の設置など、駅機能の改善や高度化について検討。
- (3) 市街地においても山坂が多く駅やバス停から離れた地域が点在。地域交通の導入に向け、期間限定の国の共創補助を活用して実証実験を実施。また、生活交通の基幹となるバス路線の維持に市として補助金を交付。国補助も見据えた施策推進に向け、地域公共交通計画の作成を予定。

課題

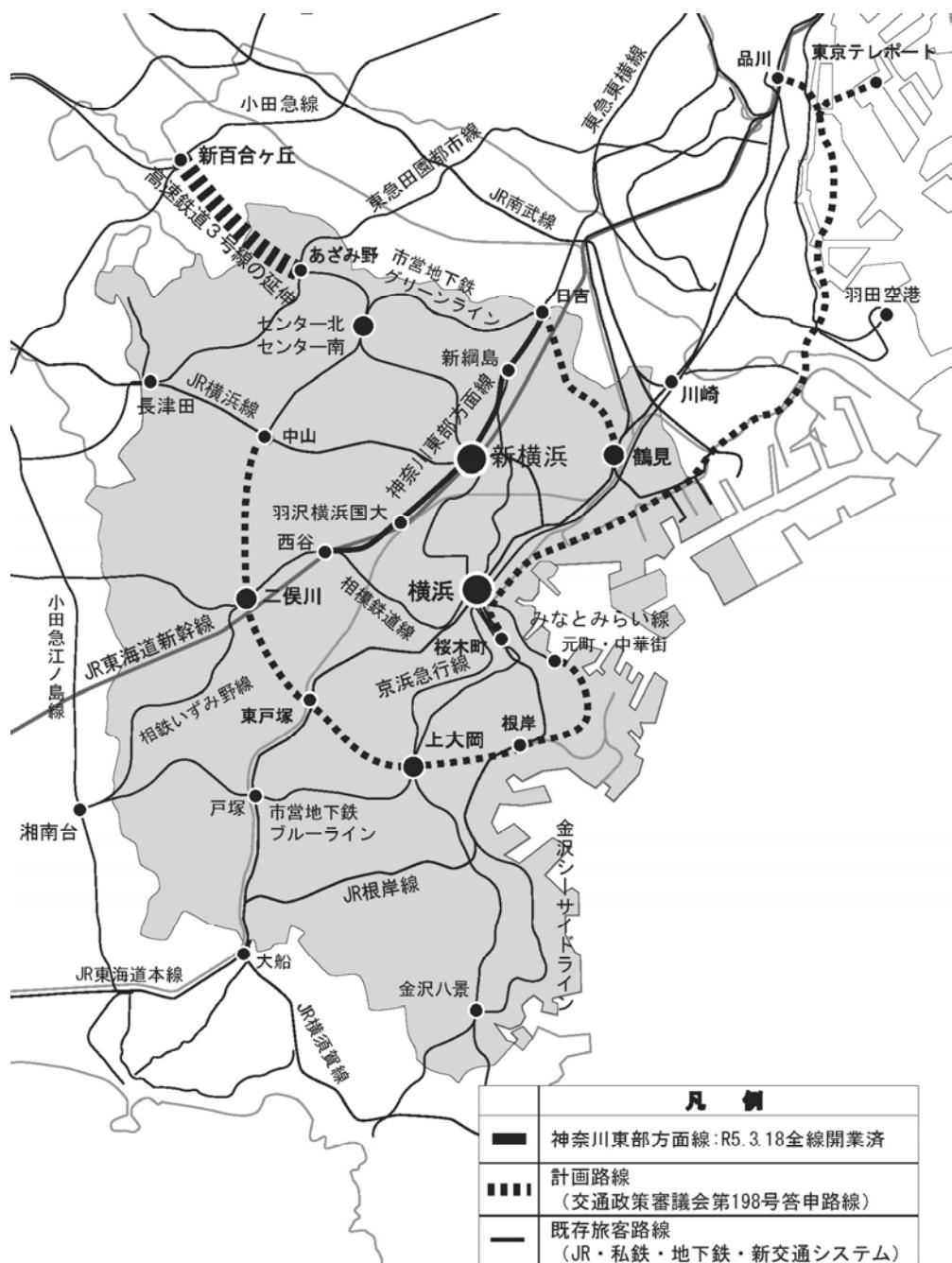
充実した鉄道ネットワークの構築、利用者の安全確保・利便性向上の取組への国の支援が必要

- (1) 高速鉄道3号線延伸の早期事業着手に向け、鉄道事業許可及び財源の確保が必要。
- (2) 鉄道駅バリアフリー料金制度を導入している鉄道路線における駅のバリアフリー化に対し、鉄道駅総合改善事業などの補助制度の活用ができず、自治体の意向が反映できない状況。
- (3) 地域に適した新たな交通の導入・定着を図るには、複数年にわたる実証実験が必要。また、運行補助に係る交通不便地域の指定の基準について、国の示す定義を駅及びバス停から1kmとするのではなく、生活実態や地域特性を適切に反映するため「都市構造の評価に関するハンドブック（国土交通省都市局）」の徒步圏域である駅まで800m、バス停まで300mとすることが必要。

提案・要望内容

- 1 充実した鉄道ネットワーク構築のため、交通政策審議会答申へ位置づけられた**高速鉄道3号線延伸の鉄道事業許可及び財源確保に向けた取組の支援**
- 2 駅機能の改善や高度化の実現に向け、既存の補助制度の拡充や柔軟な運用、鉄道駅バリアフリー料金制度を導入している鉄道路線において自治体の意向が反映できる**仕組みの創設**
- 3 地域に適した移動サービスの維持・充実に向け、複数年度に渡る実証実験期間を通じた**財政支援**や、**生活実態や地域特性を踏まえた運行補助対象の設定など柔軟な制度の運用**

参考 交通政策審議会答申第198号（平成28年4月）に位置づけられた路線（横浜市関連）



提案の担当 / 都市整備局都市交通部都市交通課長
交通局工務部建設改良課長
都市整備局都市交通部都市交通課都市交通経営担当課長

森田 真郷 TEL 045-671-3515
六渡 淳一 TEL 045-671-3172
八子 俊昇 TEL 045-671-3122

土地区画整理事業等の推進(国土交通省都市局)

【要望】

■土地区画整理事業等の積極的な推進・支援

下記4地区に対して、事業の進捗に応じた交付金の配分を要望します。

【要望の背景】

- ・横浜市では、都心部の機能強化と郊外部の拠点形成に向けて、土地区画整理事業を推進しています。(市内 141 地区 6943.8ha で事業完了)
- ・**ストック効果の最大化を図るため、市街地再開発事業や埋立事業と一体的に土地区画整理事業を行うなど、地域特性に合わせて事業を行っています。**
- ・現在、市施行 3 地区、組合施行 1 地区において事業を進めており、**地権者の早期生活再建**のため、着実に事業を進め、仮換地の使用収益を開始することが必要となっています。
- ・また、都市計画道路等の公共施設を整備するに当たっては、**進捗に合わせた事業費の確保が不可欠**です。

【要望内容(要望地区一覧)】

1 新綱島駅周辺地区土地区画整理事業 (横浜市施行) <継続>

新駅周辺の基盤整備と都市計画道路の整備を進めることで、広場や歩行者空間を整備し、歩行や移動に係る安全性・快適性の向上を図ります。

また、地区内の一部で組合施行による市街地再開発事業を一体的に施行したことにより、地域住民の生活を支える商業施設、都市型住宅や区民文化センターが整備され、利便性の高いまちづくりを実現しています。

[令和 7 年度の状況 道路整備等]

2 ニツ橋北部地区土地区画整理事業 (横浜市施行) <継続>

都市計画道路三ツ境下草柳線を中心とした都市計画道路と沿道宅地の一体的整備を実施し、駅周辺の道路網の形成を図ることで、自動車交通の利便性向上、GREEN × EXPO 2027 の開催に向けた輸送ルートの確保及び安全な歩行者動線の確保を行います。

[令和 7 年度の状況 道路・宅地整備等 (第 1 期地区)]

3 東高島駅北地区土地区画整理事業 (組合施行) <継続>

埋立事業と合わせて事業を進めることで、道路が狭あいで下水道も未整備である等の都市基盤整備の不足を解消し、安全な市街地の形成を図るとともに、医療・福祉施設、生活利便施設及び都市型住宅等を集積させることで、国際都市横浜の業務機能等を支える新たな拠点づくりを推進し、都心臨海部にふさわしい利便性の高いまちづくりの形成を図ります。

[令和 7 年度の状況 道路・宅地整備等]

4 旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 (横浜市施行) <継続>

豊かな自然環境や広々とした農地景観が保たれている環境特性、交通アクセスの優位性を生かし、都市農業の振興と都市的土地利用を両立させた市街地を形成する観点から、必要な都市基盤や農業基盤等の整備を行い、郊外部の再生に資する新たな活性化拠点の形成を図ります。

また、GREEN × EXPO 2027 の開催に向け、本格的な工事を着実に進めます。

[令和 7 年度の状況 調整池・道路・宅地整備等]

【令和7年度 事業実施地区一覧】

※事業期間は現事業計画における補助事業実施期間

旧上瀬谷通信施設地区（都市局）

- ・道路区画
- ・横浜市施行<継続>
- ・令和5年度～令和8年度※ 約248.5ha



新綱島駅周辺地区（都市局）

- ・道路区画・都市再生区画
- ・横浜市施行<継続>
- ・平成28年度～令和8年度 約2.7ha



二ツ橋北部地区 第1期地区（都市局）

- ・都市再生区画
- ・横浜市施行<継続>
- ・平成28年度～令和8年度 約4.1ha

東高島駅北地区（都市局）

- ・都市再生区画
- ・組合施行<継続>
- ・平成30年度～令和7年度 約7.5ha



提案の担当/市街地整備部市街地整備調整課長

/市街地整備部綱島駅東口周辺開発事務所長

/市街地整備部二ツ橋北部土地区画整理事務所長

/都心活性化推進部みなとみらい・東神奈川臨海部推進課長

/脱炭素・GREEN×EXPO 推進局上瀬谷整備推進部上瀬谷整備推進課長

中里 浩一郎 TEL 045-671-2710

木村 信一 TEL 045-531-9604

柴田 正之 TEL 045-363-3110

浦山 大介 TEL 045-671-3679

蒲田 仁 TEL 045-671-2061

市街地再開発事業の推進（国土交通省都市局、住宅局）

【要望】

■ 市街地再開発事業の積極的な推進・支援

下記2地区に対して、事業の進捗に応じた交付金の配分を要望します。

【要望の背景】

- ・横浜市では、都心部の機能強化と郊外部の拠点形成に向けて、市街地再開発事業を推進しています。（市内29地区で事業完了）
- ・現在、各地区において組合施行を中心に事業を進めており、**地権者の早期生活再建**のためにには、**着実に事業を進め施設建築物を整備することが必要**となっています。
- ・また、都市計画道路等の公共施設を整備するに当たっては、**進捗に合わせた事業費の確保が不可欠**です。

【要望内容（要望地区一覧）】

1 関内駅前港町地区第一種市街地再開発事業 （組合施行予定）<継続>【都市局】

2 関内駅前北口地区第一種市街地再開発事業 （組合施行予定）<継続>【住宅局】

市庁舎移転後の新たな駅前のまちづくりのテーマとなる「国際的な産学連携」「観光・集客」に資する機能を誘導するとともに、関内地区の玄関口として魅力ある景観の形成や隣接する旧市庁舎街区と連携した関内駅前の賑わい創出及び交通結節点機能の強化等を図ります。

〔令和7年度の状況 権利変換計画認可〕

このほか、以下2地区において、事業化に向けて地権者の合意形成を図っています。事業が進捗した際は、ご支援をお願いします。

1 綱島駅東口駅前地区第一種市街地再開発事業 （公社施行予定）<継続>【都市局】

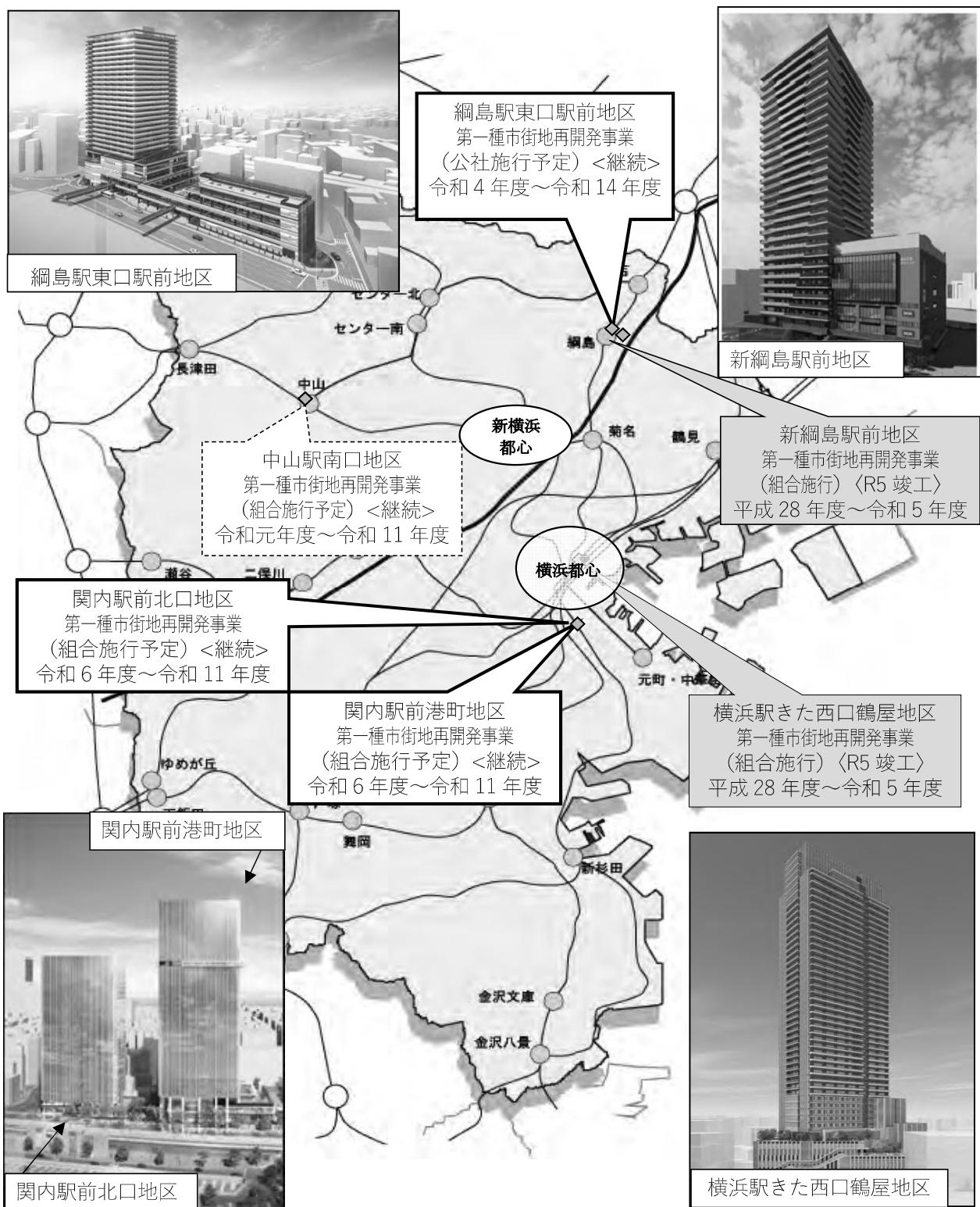
商業・業務施設や都市型住宅等を一体的に整備することで綱島駅東口周辺のバスやタクシーなどの交通基盤、歩行者環境の改善を図り、駅前にふさわしい都市的土地利用に転換することで、安全・安心で快適なまちづくりの実現を図ります。

2 中山駅南口地区第一種市街地再開発事業 （組合施行予定）<継続>【都市局】

駅前広場とそこにつながる商店街通りが脆弱で満足な歩行者空間がなく、歩行者、一般車、バス・タクシーが錯綜する等交通基盤に大きな課題があり、非常に危険な状況です。このため、本事業により、駅前広場や道路を整備し、安全で利便性の高い公共交通を実現するとともに、地域を支える商業施設、都市型住宅等を複合的に整備します。

また、新綱島駅前地区及び横浜駅きた西口鶴屋地区は、令和5年度で竣工し補助事業を完了しました。引き続き、早期の事業完了を目指していきます。

【令和7年度 事業実施地区一覧】(参考地区等含む)



提案の担当/市街地整備部市街地整備調整課長
/市街地整備部市街地整備推進課担当課長
/市街地整備部綱島駅東口周辺開発事務所長
/都心活性化推進部都心再生課担当課長

中里 浩一郎	TEL 045-671-2710
田川 和弘	TEL 045-671-2668
木村 信一	TEL 045-531-9604
島田 浩和	TEL 045-671-3972

都市再生整備計画事業の推進(国土交通省都市局)

【要望】

■ 都市再生整備計画事業の積極的な推進・支援

下記2地区の整備に対する支援を要望します。

【要望の背景】

- ・都心部では、都市の国際競争力を高めるため、平成30年度に「都市再生緊急整備地域」「特定都市再生緊急整備地域」を拡大し、更なる活性化を推進しています。
- ・都市再生整備計画事業により、交通結節点や歩行者軸それぞれを円滑につなぎ、誰にとってもわかりやすく利用しやすいネットワークづくりのため、基盤施設等の整備を行っています。

【要望内容(要望地区一覧)】

1 みなとみらい21中央地区 [(仮称) 高島水際線デッキ整備]

地区内では、大規模集客施設等の整備が進められており、安全で快適な歩行者空間の形成を図る必要があります。令和5年9月29日にグランドオープンした世界最大級の音楽に特化したアリーナを含む観光エンターテイメントゾーンに接続する新たな歩行者デッキを整備し、地区全体の賑わいを促進していきます。

〔令和7年度の状況 階段・スロープ整備、復旧等（計画最終年度）〕

2 関内・関外地区 [みなと大通り及び横浜文化体育館周辺道路再整備]

[旧市庁舎街区と横浜公園を接続する歩行者デッキ整備]

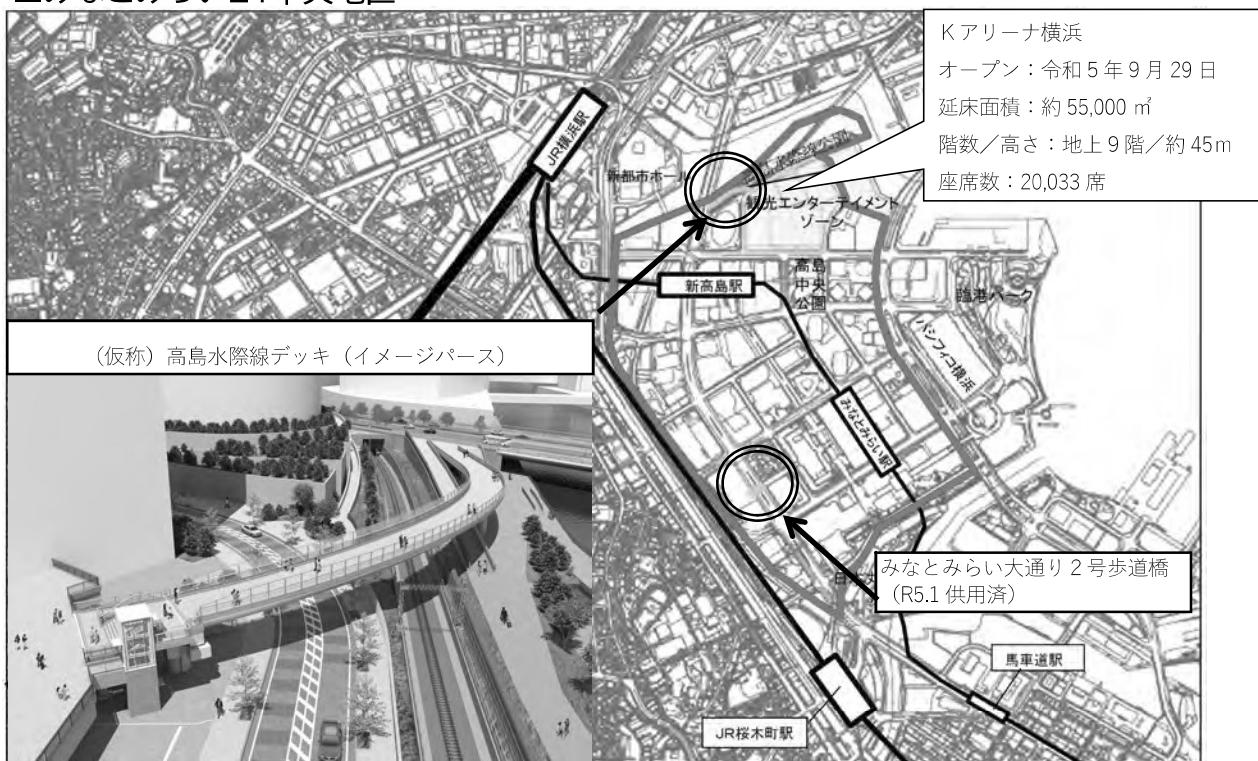
「国際的な産学連携」「観光・集客」をテーマに活性化の核をつくり、周辺地域と連携するための回遊性の強化など、公民連携による新たな賑わいのあるまちづくりを進めます。

「まちなかウォーカブル推進事業」を活用したみなと大通り及び横浜文化体育館周辺道路の再整備、また、旧市庁舎と横浜スタジアムを結ぶ歩行者デッキの整備を進め、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりを目指します。

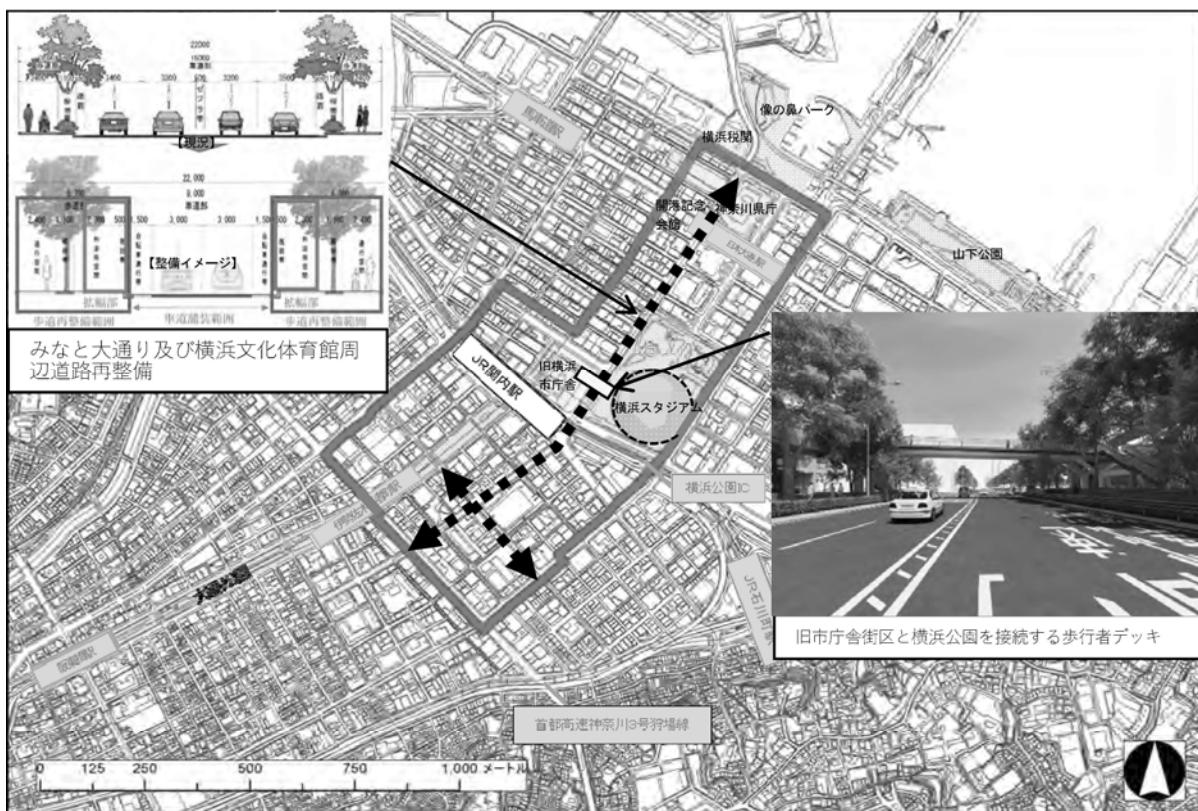
〔令和7年度の状況 歩道拡幅整備、歩行者デッキ・EV設備・公園復旧（計画最終年度）〕

【令和7年度 事業実施地区一覧】

■みなとみらい21中央地区



■関内・関外地区



提案の担当/都心活性化推進部みなとみらい・東神奈川臨海部推進課担当課長 後藤 隆志 Tel 045-671-2672
/都心活性化推進部都心再生課担当課長 宮本 康司 Tel 045-671-4755

密集市街地改善事業の推進(国土交通省住宅局)

【要望】

■ 密集市街地改善事業の積極的な推進・支援

密集市街地改善事業のさらなる推進のため、支援を要望します。

【要望の背景】

- ・令和3年3月に閣議決定された「住生活基本計画（全国計画）」では、「地震時等に著しく危険な密集市街地」が公表され、**本市の29地区、約355ha**が含まれています。
- ・本市では、令和5年度から14年度までを計画期間とする**「横浜市密集市街地における地震火災対策計画」**に基づき、**密集市街地の建築物の不燃化や道路、公園などの延焼拡大防止に効果のある基盤整備等に取り組んでいます。**
- ・能登半島地震で顕在化した課題を踏まえ、本市の地震対策の検証を進め、重点的に実施する施策等を「新たな地震防災戦略（仮称）」として取りまとめ、災害に強い安全で安心なまちづくりに取り組んでいきます。

【要望内容】

住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）

■ 基幹事業

- ・建築物不燃化推進事業（除却）
- ・狭あい道路拡幅整備
- ・広場・公園整備
- ・身近なまちの防災施設整備事業

等

■ 効果促進事業

- ・建築物不燃化推進事業（新築）
- ・木造建築物安全相談事業

等

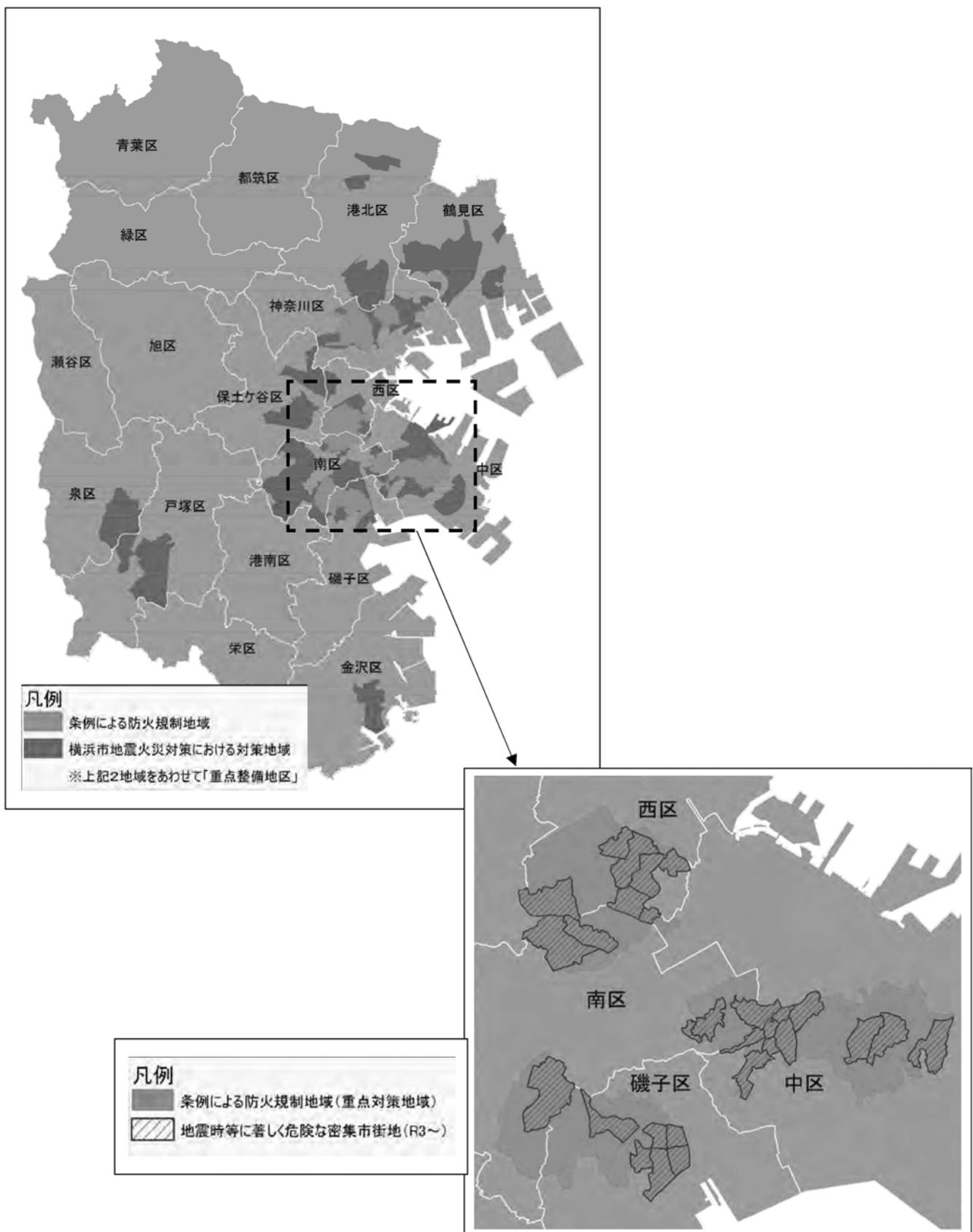


公園整備事例 (西区西戸部羽沢西部公園)



狭あい道路拡幅整備事例 (中区本郷町)

【令和7年度 要望地区】



提案の担当/都市整備局防災まちづくり推進課 米森 勝行 電話 045-671-3663

横浜市都市整備局企画課

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10



GREEN×EXPO 2027

YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷



テーマ：幸せを創る明日の風景

- leaf 名 称 2027年国際園芸博覧会
- leaf 開催場所 横浜・上瀬谷
- leaf 開催期間 2027年3月19日(金)～2027年9月26日(日)
- leaf 博覧会区域 約100ha(内、会場区域80ha)
- leaf クラス A1(最上位クラス。AIPH承認・BIE認定)